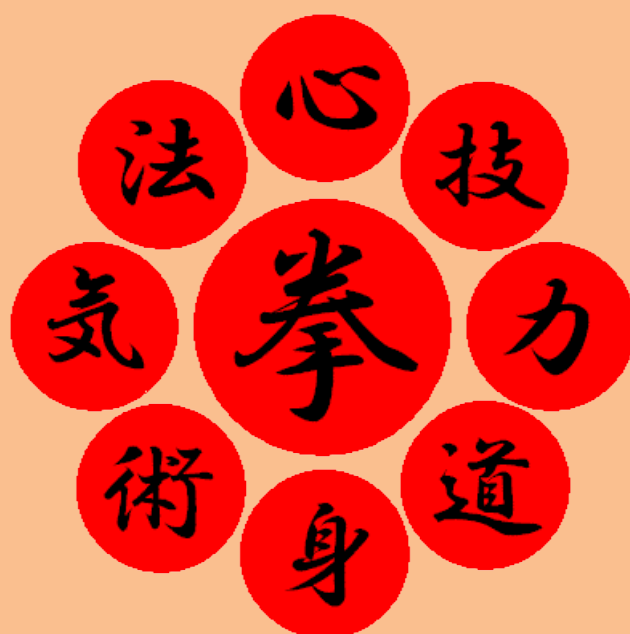


日本拳法 競技規則

(試合規則・審判規則)



一般社団法人 日本拳法競技連盟



さわやまむねおみ
日本拳法宗家 澤山宗海

明治39年12月12日生まれ 本名 澤山 勝
昭和7年 関西大学法文学部法律学科卒業
同年秋 日本拳法を創始し「大日本拳法会」を組織し
会長に就任
昭和29年 母校 関西大学講師に就任
同年 宗家を号し道の研究に専念する
昭和42年 大阪薫英女子短期大学教授に就任
昭和52年9月 没
著書に「大日本拳法教書」「日本拳法教伝」「日本拳法」

日本拳法の試合は、修業の一環として行なわれる。その意味で、審判には、この道の先達者が任せられ、勝負を通じて、試合者の向上をはかるものである。

われわれは、拳法普及のために試合を公開する。公開する以上は、やはり観衆にも興味のあるものでなければならない。とはいえ、観衆に媚びるようなことがあって、その本旨を誤ってはならない。試合は、整然たる運び、堂々たる勝負、公正な判定によって、人々の興味をそそるものでなければならない。

澤山宗海著「日本拳法」より



紋章の解説（表紙）

この紋章は拳法の構成を象徴したものである。

心・身・気・力・技・術・法・道は、その構成要素であって、これらが織りまざって拳法ができているのである。

拳法は心と身に胎る、故に

心は純誠に、身は健全なるを要す。

拳法は気と力に発動す。故に

気は旺盛に、力は強靱なるを要す。

技は攻防をつくり、術は勝敗を決す。故に

技は形動を正し、術は変化に妙なるを要す。

法は技術を治め、道は人を育む。故に

法は理に生まれ、道は自然に合するを要す。

これを拳法の八要という。八要をかね修めるところ

拳法も、人も、ともに完成の域に到達する。

（紋章の解説より）

日本拳法の理念

**日本拳法は、総合徒手武道の修練による
人間形成の道である。**

理念の解説

日本拳法の修練は、道を求めての修行である。道を得れば日本拳法は武道形成が果たされ、倫理・徳を有する人間形成がなされ、これによって自己の生存に意義と自信を見出し、生き甲斐を得るものである。

日本拳法の指導精神

**日本拳法の修練を通して、常に礼節を重んじ、心身を鍛練し、
自己の修養につとめ国家社会の繁栄と国際平和に寄与すること。**

指導精神の解説

礼こそは、社会生活を営む人間にとって必須の要事である。礼の基盤となるのは、敬讓の精神である。即ち、互いに敬い合う、互いに譲り合う心情である。この心情をもって人々が接するが故に互いに結ばれ、和ができてくるのである。平素の修練では、精神面、身体面とも強を求めて鍛錬を重ねていくとともに、社会の繁栄と平和に貢献するべく自己研鑽に励むことが重要である。

(平成 21 年 3 月 28 日制定)

目 次

講習会の目的	P. 1
審判員の資質	P. 1
審判員心得	P. 1
図- 1 試合場	P. 3

試 合 規 則

第 1 章 試合の定義	
（定義）第 1 条	P. 4
（基本精神）第 2 条	P. 4
第 2 章 試合場	
（試合場）第 3 条	P. 4
第 3 章 服装	
（防具及び道着）第 4 条	P. 5
第 4 章 勝負方法・試合の種類	
（勝負方法）第 5 条	P. 5
（個人の試合）第 6 条	P. 5
（団体戦の試合）第 7 条	P. 6
第 5 章 試合の進行	
（試合の開始）第 8 条	P. 6
（試合の中断・再開）第 9 条	P. 6
（一本の宣告）第 10 条	P. 6
（試合の終了）第 11 条	P. 6
第 6 章 試合時間	
（試合時間）第 12 条	P. 7
第 7 章 有効技・その他 【少年は第 13 条～第 16 条について別（第 1 5 章・P. 15）に定める】	
（搏撃の部位）第 13 条	P. 7

(一本の認定) 第 14 条	P. 7
(搏技一本の条件) 第 15 条	P. 7
(搏技空撃による一本の条件) 第 16 条	P. 7
(捕捉による逆技の一本) 第 17 条	P. 8
(体制し技の一本) 第 18 条	P. 8
(反撃技の一本) 第 19 条	P. 9

第 8 章 反則 [少年は第 20 条について別 (第 15 章・P.16) に定める]

(反則) 第 20 条	P. 10
-------------	-------

第 9 章 罰則

(罰則) 第 21 条	P. 11
(補則) 第 22 条	P. 11

第 10 章 負傷対応

(負傷対応) 第 23 条	P. 11
(補則) 第 24 条	P. 12

第 11 章 意義の申立

(意義の申立) 第 25 条	P. 12
----------------	-------

第 12 章 審判

(審判長) 第 26 条	P. 12
(副審判長) 第 27 条	P. 12
(コート主任) 第 28 条	P. 12
(審判員) 第 29 条	P. 12

第 13 章 係の任務

(時計係) 第 30 条	P. 13
(掲示係) 第 31 条	P. 13
(記録係) 第 32 条	P. 13
(選手係) 第 33 条	P. 13

第 14 章 審判旗等の規格

(審判旗の規格) 第 34 条	P. 14
(紅白明示標識の規格) 第 35 条	P. 14

第 15 章 少年限定試合規則	P. 15
-----------------	-------

審判規則

第1章 勝敗の決定

(勝敗の決定) 第1条 ————— P. 18

第2章 審判員の構成と任務

(審判の構成) 第2条 ————— P. 18

(主審の任務) 第3条 ————— P. 18

(副審の任務) 第4条 ————— P. 18

第3章 一本の判定

(一本の判定) 第5条 ————— P. 18

(補則) 第6条 ————— P. 18

第4章 審判の要領

(審判の要領) 第7条 ————— P. 19

(旗の表示) 第8条 ————— P. 21

(宣告) 第9条 ————— P. 23

(笛による合図) 第10条 ————— P. 27

第5章 その他の事項

(その他の事項) 第11条 ————— P. 27

第12条 ————— P. 27

試合者の心得 ————— P. 28

競技規則内規 ————— P. 29

少年内規 ————— P. 38

審判員(副審)の判定位置 ————— P. 42

勝ち技名一覧表 ————— P. 44

講習会の目的

①審判員の在り方を確認する。

審判員は、日本拳法（八要）を正しく指導し「人を育てる」ことである。

②審判員の資質・知識・技能の向上を図る。

③競技規則に精通し、統一した判定を行う。

審判員の資質

①試合に関する基本精神にもとづいて作成された競技規則を忠実に運用すること。

②審判員は「日本拳法の指導精神」を体現し、試合者の範たる存在であること。

③一貫性を堅持し、常に判断力を磨くこと。

④互いを尊重し、意志の疎通を図り審判団の和を重んじること。

審判員は、審判の資質・判定技術の向上のため研鑽を怠ってはならない。

審判員としての必要な知識と技術を身につける義務を負っている。

審判員心得

審判員が特に心得るべき事柄

1. 審判員は①～⑥について行う。

①試合を遂行処理する。

②勝負を判定する。

③試合者の指導を行う。（試合者の心得を遵守させる P.28）

④主審は試合場内を主宰する。

⑤副審は、主審を補佐する。（2審は場内、3審は場外にて P.42 P.43）

⑥コート主任は当該試合場の責任者として各試合に立ち会う。

2. 審判員は、勝敗の判定にあたって公平無私でなければならない。

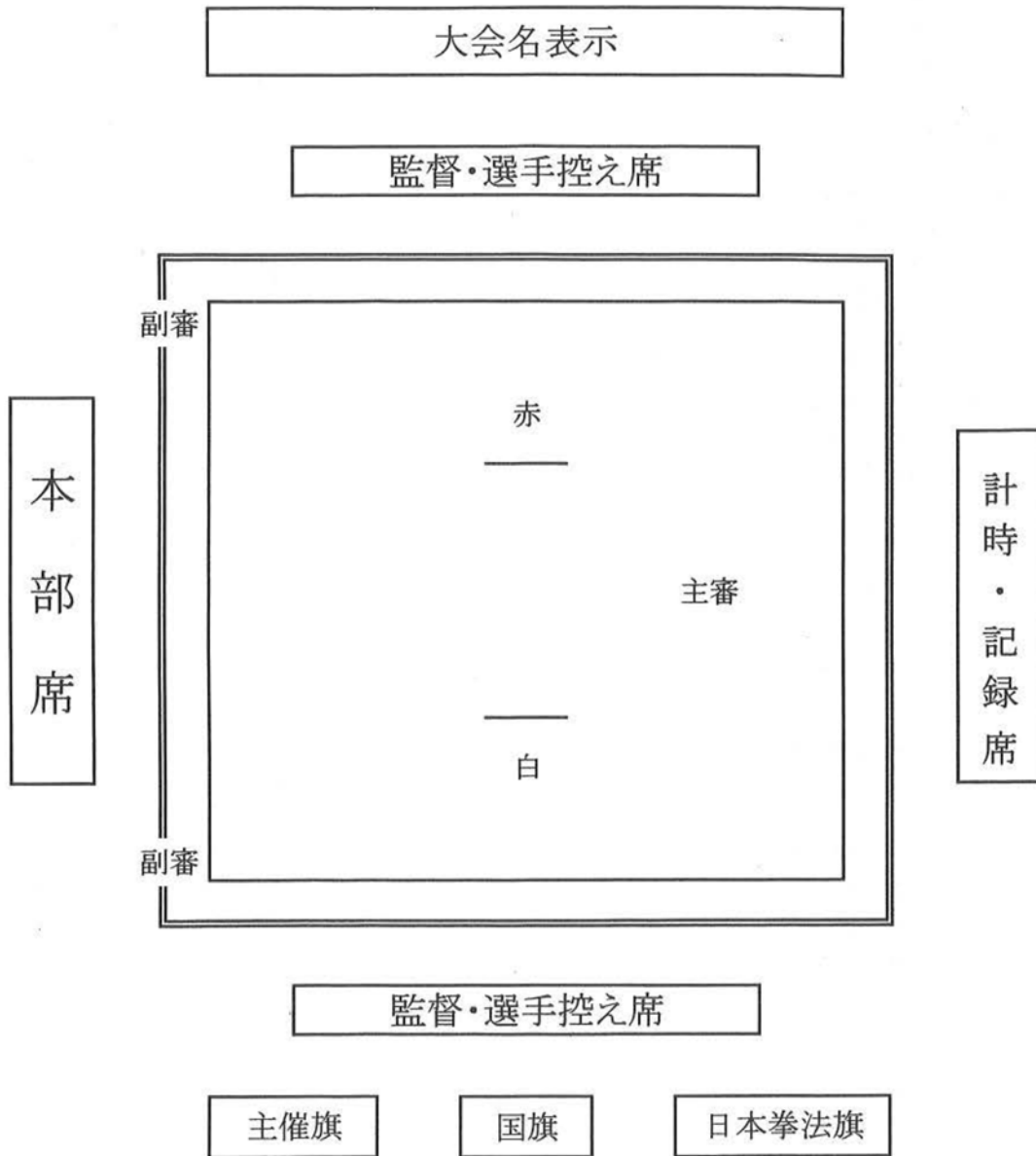
判定は天に代わって下すのであるから、たとえ僅かでも感情にとらわれたり既成の概念などに影響されることがあってはならない。

①主審は、試合の主導と判定の主権を持つものであるが、自己の主観のみとられることなく、副審の意向もよくたすこと。

②副審は、勝敗の判定はもとより、その他の必要な事柄については、自己の見解や意志を、主審によく伝えるように努めねばならない。

3. 審判員は、試合者の違反行為についてよく監察する。
違反行為に気付いたときは直ちに試合を一時中止し、所要の注意及びその処置をすること。
4. 審判員は、試合者の健康状態及び防具の装着状態をよく監察する。
もし、異常を見つけたときは、直ちに試合を中止してその処置をすること。
5. 審判員の態度・行動の全ては、日本拳法の試合の良否を決める重大な要因である。従って、堂々たる態度・機敏な行動をとり状況に応じて判定のしやすい位置に移動して正確な判定をしなければならない。(P. 42)
6. 審判員は、試合の判定をするだけでなく、競技の進行に留意し、試合者の良き指導者としての自覚を持ち模範となる態度をとらなければならない。
7. 審判員は本競技規則を熟読・精通し、講習会や各試合には必ず持参すること。
8. 審判員は次のことを厳守しなければならない。違反する行為をしたときは、即刻審判員資格を喪失する。
①試合者に対して応援・アドバイス等をしてはならない。
②その他、日本拳法の権威が失墜するような行為をしてはならない。

(図-1) 試合場



(凡例) _____ 境界線・仕切り線
===== 試合場の外側線

※会場の設営については図-1を基本とするが試合会場等の条件により、設営配置を適宜変更することができる

試合規則

第1章 試合の定義

(定義) ※小学生及び中学生（本競技規則において「少年」という）は下線部を除く。

（幼年の試合については、本競技規則の少年に準ずる。）

第1条： 試合は、試合者双方が礼儀作法を正しく行い、試合に関する諸規則を励行し審判員に従順な心をもって、定められた試合場においては道着を正し、所定の防具を堅確に着装し、有効搏技（搏技の箇所は面金と外胴の部分、他の箇所は空撃とする）と捕捉による関節逆技及び相手の体を持ち上げて制する技を競い、審判員の判定によって勝敗を決するものである。

(基本精神)

第2条： 試合における基本。

第一は、互いに同一条件のもとに行う。

第二は、危害予防に万全を施す。（試合者を監察・試合場の点検）

第2章 試合場

(試合場)

第3条： 試合場の規格は、次の通りとする。（図一 1 参照）

1. 試合場

1) 試合場の大きさは、一辺が7 m（少年は6 m）の正方形とするが、試合場所等の条件や大会主催者の意向により試合場の大きさを適宜変更することができる。

2) 試合場内外の境界は、白線（幅5～10 cm）や赤の畳・赤マット等で明示する。

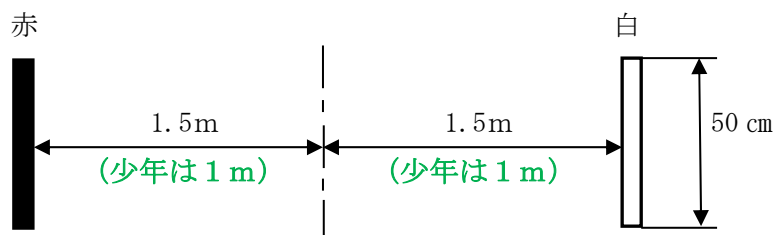
3) 試合場の外側に1 m以上の余地を設ける。

2. 試合場面は、畳・マット・木面とする。

3. 互いの仕切り線は、正方形の中心点から両辺の中央に向かって1.5 m（少年は1 m）の所へ、両辺に対して平行に幅5～10 cm、長さ50 cmの仕切り線を左右に設ける。（図一 2 参照）

仕切り線は、正面から見て左側を赤線、右側を白線とする。（図一 2 参照）

(図一 2) 仕切り線



第3章 服装

(防具及び道着)

第4条： 防具・道着・紅白明示標識は日本拳法競技連盟公認のものを使用しなければならない。

1. 防具の面・胴（内胴と外胴）・股当・グローブについては、日本拳法競技連盟防具規格（仕様書・日本拳法競技連盟 HP 参照）に則るものとする。道着の形状寸法・材質・重量・色種については、別途定める。
2. 試合者は、背中側の胴紐が交差する所に、紅白明示標識（P. 14）の赤又は白を中央から二つ折にして取れないように括りつける。
3. 試合者は試合中に防具紐の結び目が解けないように堅確に着装しなければならない。
 - 1) 危害予防の上からも試合の前後には、防具を点検して万全な防具を身に付け、試合中に道着の帯、防具の紐が解けたり等、服装が乱れないよう着衣する。
4. 試合者は、面を着装する際にタオル（白色）等が面の外へ出ないようにする。
5. 男子は試合時、道着の下に下穿を除き何も着装してはいけない。但し、大会主催者がこれを必要と認めた場合を除く。
6. 女子のアンダーシャツの着用については白色で機能性がない物とする。
7. 小学4年生以上中学2年生以下の男女及び中学3年生女子は「少年ソフト面」を着装する。
(2019年1月追記)

第4章 勝負方法・試合の種類

(勝負方法)

第5条： 本数の取り方によって、次の4つの勝負方法がある。

1. 一本勝負＝試合者のいずれかが先に一本取った者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。
2. 三本勝負＝試合者のいずれかが試合時間内に二本先取した者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。但し、大会主催者側の意向で次の1)～3)のように定めることができる。
 - 1) 試合者の片方が一本を取ったままで試合時間が終了した場合は、一本を取った者を優勢勝にすることができる。
 - 2) 両名とも勝点のない場合は「警告1」をもって優勢勝ちとすることもできる。
 - 3) 延長戦を行うことができる。延長戦の試合は、三本勝負及び一本勝負がある。延長戦でも決しないときは、判定で勝敗或いは引き分けを決めることもできる。判定により勝敗を決する場合は、次に示す順番により判定する。
 - ①警告の有無
 - ②試合内容「優勢・劣勢」
 - ③技能
3. 本数勝負＝試合時間内に試合者双方が、取得した本数の総計により、勝敗を決める。
4. 回数勝負＝本数勝負を三回以上行い、その全回数を通じての本数の総計により勝敗を決める。

(個人の試合)

第6条：個人の試合は、次の方法により行う。

1. 個人の試合は三本勝負を原則とする。

(団体戦の試合)

第7条：団体戦の試合は、次の方法により行う。

1. 予め決められた順序によって各個人の試合を行い、全員の試合結果により団体戦の勝敗を決める。
2. 試合は勝抜勝負と点取り勝負の2種とする。
 - 1) 勝抜勝負＝勝ちの試合者が次に負け又は引き分けになるまで相手を勝抜き、その結果自陣の大将以下の者を残した団体を勝ちとする。
 - 2) 点取り勝負＝勝者数の多い団体を勝ちとする。
 - ① 勝者同数の場合は、取得本数の多い団体を勝ちとする。
 - ② 取得本数も同数の場合は、代表者により勝敗を決める。
 - ③ 上記①②については、大会主催者側の意向により変更することができる。

第5章 試合の進行

(試合の開始)

第8条：試合は、試合者双方が蹲踞の礼を交わした後、主審の宣告「一本目始め、二本目始め、三本目始め」で開始する。＝内規① (P. 29)

(試合の中断・再開)

第9条：試合は、試合中に審判員の合図で中断し、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、主審の「続けて」の宣告で再開する。

(一本の宣告)

第10条：一本の判定は審判員の旗・笛の合図による。主審は試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、主審が「勝ち技名・一本」を宣告する。主審の「二本目始め、三本目始め」の宣告で試合を再開する。

(試合の終了)

第11条：試合は、試合時間終了の宣告「止め」で試合を止め、試合者双方を仕切り線後方直近にて蹲踞させた後、主審が「赤勝ち、白勝ち又は引き分け」を宣告し、試合者双方が蹲踞の礼を交わして終了する。＝内規② (P. 29)

第6章 試合時間

(試合時間)

第12条： 試合時間は、男子の部は3分間、女子の部は2分間を基準とする。

1. 第8条の主審の試合開始宣告からの時間を本戦とする。
2. 延長戦の時間は1分間を基準とする。
3. 次の時間は、試合時間と見なさない。
 - 1) 第9条で要した時間。
 - 2) 第10条で要した時間。
 - 3) 但し、大会主催者側の意向により次のように変更できる。
 - ① 時間無制限。
 - ② 1) 2) の時間を試合時間とすることができる。
4. 試合が連続になる場合、その試合者のインターバルは、試合時間分取ることを原則とする。

第7章 有効技・その他

(搏撃の部位) ※少年は第15章に定める。(P. 15)

第13条： 搏撃の部位は、面金部・外胴部とする。それ以外は空撃で示す。

(一本の認定) ※少年は第15章に定める。(P. 15)

第14条： 一本の認定は、搏技「突・打・蹴／以下搏技と表記」と捕捉による関節逆技「以下、逆技と表記」及び体を持ち上げて制する技「以下、体制し技と表記」をもって行う。たとえ、投技や抑込技が功を奏したといえども搏技・逆技または体制し技をもって決めなければ一本と認めない。

(搏技一本の条件) ※少年は第15章に定める。(P. 15)

第15条： 搏技で一本と認められるには、次の条件が揃わなければならない。

1. 搏技が所定の部位に的中し「決め」があり、残身がそなわっていること。
「決め」とは気合が充実し、相手を撃倒する撃力と冴えを具備していること。
2. 相手の受け手、或いは手拳足等に妨害されることなく加撃すること。
3. 意志による加撃であり、まぐれ当たりでないこと。(無意識の意志による加撃は認める)
4. 連撃で相手を圧倒した場合。
5. 搏技に対して受技を施すも薄弱にして受けの効果が認められないとき、搏技を一本と認める。

(搏技空撃による一本の条件) ※少年は第15章に定める。(P. 15)

第16条： 搏技による空撃で一本と認めるには、次の条件が揃わなければならない。

1. 相手の蹴足を捕えて股当ての部分に、空撃で正しく蹴り返しの技形をとる。
=内規③ (P. 29)
2. 倒れた相手の面に、空撃で正しい技形をとる。=内規④ (P. 30)

3. 相手を制し所定の箇所以外の急所に、搏技による空撃で正しい技形をとる。

=内規⑤ (P. 30)

4. 面蹴りは空撃で正しい技形をとる。

(捕捉による逆技の一本) ※少年は除く。

第 17 条 : 捕捉による逆技は、「まいった」と発声するか、手あるいは足で相手か自分の体、若しくは試合場面を 2 回以上叩いて「まいった」の合図をした場合。

1. 危害の防止上、捕捉による逆技は審判員の見込みをもって一本とすることができる。

(下図参照)



⇒



⇒



(体制し技の一本) ※少年は除く。

第 18 条 : 組打ちにおいて、相手の腰部を自分の胸の高さ以上に持ち上げ、静止して体を制した技は一本とする。(下図参照)

①



⇒

②



③



(反撃技の一本) ※少年は除く。

第 19 条 : 組打ちにおいて、下に組み敷かれた者、又は逆技が決められていない者からの反撃技が有効なときは反撃技を一本とする。(下図参照)



⇒



⇒



第8章 反則

(反則) ※少年は第15章に定める。(P.15 P.16)

第20条 : 試合中に次の行為があった場合は以下の通りとする。 右《 》は宣告内容

(A) 「警告」

1. 試合者の両足が試合場外に出ること。=内規⑥ (P. 30) 《場 外》
2. 防具の紐が解けたとき。(バンテージ含む。ただし同時に2ヵ所の紐が解けていても1回の警告とする) =内規⑦ (P. 31) 《防具脱落》
3. 相手が紐を括り直しているときに自身の紐も括り直したとき。=内規⑦(P. 31) 《防具脱落》
4. 所定の箇所(面は面金の部分、胴は外胴の部分)以外を搏撃すること。《危険行為》
5. 股当ての部分で蹴ること。=内規⑧ (P. 31) 《危険行為》
6. 倒れた相手の面または胴に強く搏撃を仕掛けること。《危険行為》
7. 肩及び腕(肘・手首)以外の部位(首・膝・足首等)に対して逆技を用いること 《危険行為》
8. 相手の関節部を搏撃すること。《危険行為》
9. 禁止技を使うこと。(締め技・頭突き等) =内規⑨ (P. 31) 《危険行為》
10. 紅白明示標識や帯を着けずに出場すること。試合中に帯が脱落放乱したとき。
=内規⑩ (P. 31) 《不正行為》
11. 面金や外胴を掴み相手の自由を制すること。=内規⑪ (P. 32) 《不正行為》
12. 故意に相手を場外に押し出すこと。=内規⑫ (P. 33) 《不正行為》
13. 表足プロテクターが脱落放乱したとき。=内規⑭ (P. 37 2019年1月追記) 《防具脱落》

(B) 「反則一本」

1. グローブ・胴・股当て及び面のタオル等が脱落したとき。=内規⑬ (P. 33) 《防具脱落》
2. 面・グローブ・胴及び股当ての括り直しや取り換えで一旦外すとき。《防具脱落》
3. 白色以外のタオルを使用すること。(面を外して白色タオルに交換させる) 《不正行為》
4. 相手の勢いに押されて、競技の意志なく場外に出ること。=内規⑭ (P. 34) 《戦意喪失》

(C) 「失格」

1. 面が完全に脱落したとき。(面を再着させる必要はない) 《防具脱落》
2. 認定外の防具を使用(グローブの打撃面にテープを巻く、貼る等も不正)すること 《不正行為》
3. 体を預けて逆技を用いること。《危険行為》
4. 相手の体を持ち上げ、頭部から下へ突き落とすこと。《危険行為》
5. 危険な禁止技を使うこと。(蟹挟み・バックドロップ等) 《危険行為》
6. 双方にとって危険であり、特に相手に負傷させるような行為を行うこと。《危険行為》
=内規⑯ (P. 31)
7. 故意に相手に背を向けて逃げの形をとること。=内規⑰ (P. 34) 《戦意喪失》
8. 故意に時間を空費すること。=内規⑱ (P. 35) 《不正行為》
9. 「第4条」以外の物を身に付けること。=内規⑲ (P. 35) 《危険行為》
10. 審判員の宣告・通告及び指示に従わないとき。《不正行為》

宣告例		
(A) 警告の宣告	「①反則の内容…場外	②警告の回数…警告 1 回」
(B) 反則一本の宣告	「①反則の内容…防具脱落	②反則一本」
(C) 失格の宣告	「①反則の内容…危険行為	②失格」

第 9 章 罰則

(罰則)

第 21 条 : 反則を行った試合者に対して、次の罰則を与える。

1. 第 20 条 (A) の反則者には「警告 1」を科す。2 回行ったときは「反則一本」を科し相手に一本を与える。
2. 第 20 条 (B) の反則者には「反則一本」を科し相手に一本を与える。
3. 第 20 条 (C) の反則者には審判員の合議の上「失格」とする。
4. 上記 3 項目に該当する行為であっても、その反則行為の内容・程度により審判員は合議の上で「警告 1」から「失格」まで適用することができる。
5. 試合場において、試合者又は同伴者が審判員又は対戦相手等に、著しく不遜なる振る舞い並びに品性を欠く言動を為した場合、合議の上、審判長の判断により試合者又は当該チームを「失格」とすることができる。

(補則)

第 22 条 : 危険行為等で試合者に「警告」から「失格」を科す前に、危害防止のため試合中に危険と思われることが見受けられたら、直ちに静止してその試合者に指導する。

第 10 章 負傷対応

(負傷対応)

第 23 条 : 試合中に負傷者が出て、試合を継続することができなくなったときは、次の処置をとる。

1. 負傷が、全く負傷者自身の動作又は不注意に原因し、相手がこれに関係の無いときは負傷者の負けとする。
2. 負傷が、相手の「第 20 条」に定める反則行為による動作に原因し、負傷者に過失が無いと認められたときは、負傷させた試合者を負けとする。
3. 負傷者が試合を辞するとき、審判員は試合を中止させて負傷者を負けとする。
4. 負傷にあらざるも、試合者が試合を辞するとき負けとする。
5. 事故等によって試合を棄権する場合、棄権を申し出た試合者を負けとする。
6. 負傷者の包帯・テーピング・サポーター類の着装は、事前に医師の診断書が提出されているか又は、大会主催者側が認めた場合は着装を認め、その箇所での加撃も有効とする。

7. 負傷により勝ち残った試合者が、当日に以降の試合へ出場することは原則として認めない。
但し、大会主催者の意向により変更することができる。

(補則)

第24条： 試合者が負傷した場合、その大会にドクター（医師・看護師・接骨師）等がいる場合は、その判断と指示に従うこと。

第11章 異議の申立

(異議の申立)

第25条：審判員の判定に対しては、何人も異議の申立をすることができない

但し、大会のルール上のことに関しては、監督又は所属の代表者に限りコート主任に、コート主任がいないときは主審に当該試合終了までに説明を求めることができる。

=内規⑩ (P. 35)

第12章 審判

(審判長)

第26条： 審判長は、公正な試合を遂行するために必要な一切の権限を有する。

(副審判長)

第27条： 副審判長は、審判長を補佐し、審判長に事故あるときはこれを代行する。

(コート主任)

第28条： コート主任は、試合場が2ヵ所以上の場合にそれぞれ設けられ、当該試合場の責任者として、審判の割り振りや調整を行う。また、各試合に立ち会い、第25条等の事項に適切に対処し、当該試合場における審判上の責任を全うする。

(審判員)

第29条： 試合における審判員は、原則として主審1名・副審2名とする。

1. 主審及び副審は、一本の判定・反則の判定について同等の権限を有する。
2. 主審は、関係係員と意思の疎通を図り、試合の進行を司り、勝敗等の宣告を行う。
3. 副審は、主審を補佐する。

第13章 係の任務

(時計係)

第30条： 時計係は、1つの試合場に原則として2名とする。試合時間の計時と記録等にあたり試合時間終了の合図をする。

(掲示係)

第31条： 掲示係は、1つの試合場に原則として2名とする。審判員の判定等を正確に掲示する。

(記録係)

第32条： 記録係は、1つの試合場に原則として2名とする。本数、反則の種類や回数及び勝敗等を記録する。

(選手係)

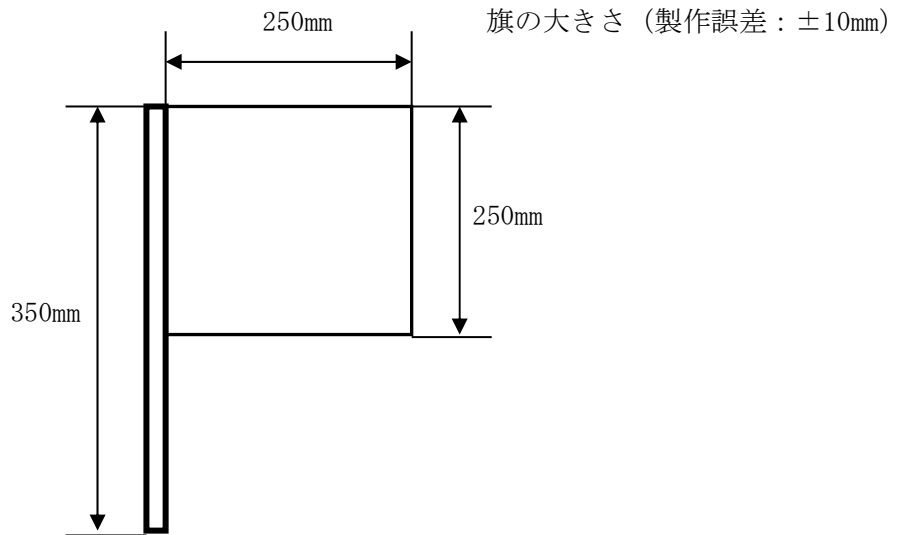
第33条： 選手係は、1つの試合場に原則として2名とする。選手の招集・防具の点検・補助を行い、試合が遅滞なく行われるように務める。

第 1 4 章 審判旗等の規格

(審判旗の規格)

第 34 条 : 審判旗の規格は次の通りとする。

審判旗 (紅 1 本・白 1 本)



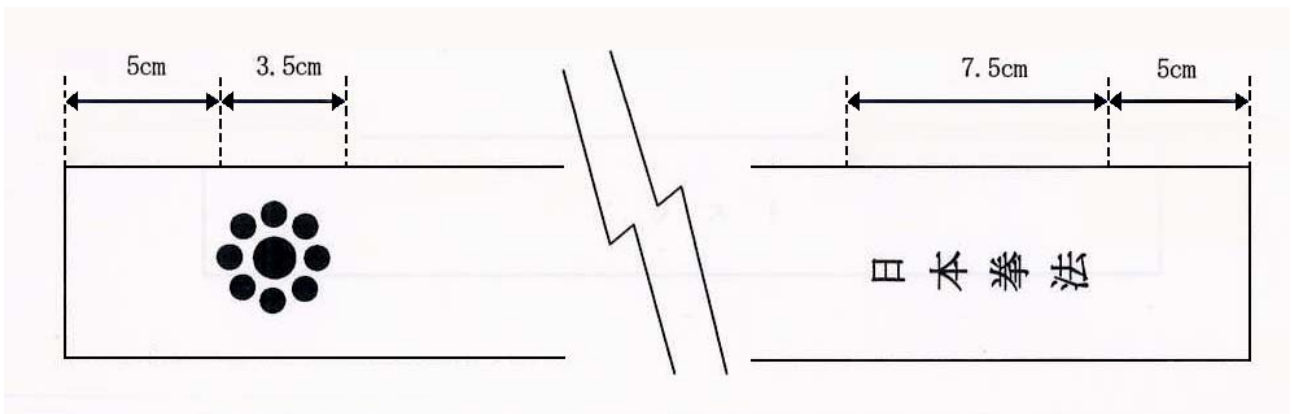
柄の太さ Φ 15mm (製作誤差: ±1mm)

(紅白明示標識の規格)

第 35 条 : 試合者の紅白明示標識は、全長 83 cm、幅 5 cm とし、色は赤・白の 2 色とする。

1. 紅白明示標識の一片には、端から 5 cm 位置から、3.5 cm の長さで「八要の紋章」を、もう一方の一片には端から 5 cm の位置から、7.5 cm の長さで「日本拳法」と表記する。
2. 「八要の紋章」「日本拳法」の色種については別途定める。

紅白明示標識



第15章 少年限定試合規則

(搏撃の部位)

第13条：搏撃の部位

1. 搏撃の部位は、面撃は寸止めとする。ただし、中学3年男子の面着装時は面金部とする。
2. 搏撃の部位は、外胴部とする。
3. 1,2 以外は空撃とする。

(一本の認定)

第14条：一本の認定は、搏技「突・打・蹴／以下、搏技と表記」をもって行う。

(搏技一本の条件)

第15条：搏技で一本と認められるには、次の条件が揃わなければならない。

1. 搏技が所定の部位に的中し「決め」があり、残身がそなわっていること。「決め」とは、気合が充実し、相手を撃倒する撃力と冴えを具備していること。
2. 拳技および蹴技は気合と正しい技形で所定の場所に加撃・的中したもの。ただし、中学3年男子の面着装時を除き、面撃は「寸止め」とする。
3. 相手の受け手、或いは手拳足等に妨害されることなく加撃すること。
4. 意志による加撃であり、まぐれ当たりでないこと。(無意識の意志による加撃は認める)
5. 連撃で相手を圧倒した場合。
6. 一本と認められる搏技も、相打ちの場合は互いに得勝を相殺する。
7. 搏技に対して受技を施すも薄弱にして受けの効果が認められないとき、搏技を一本と認める。
8. 一本と認めるべき搏技を撃ち込むも、残身の備えなく、即座に相手から撃ち返される時には、これを一本とは認めないことがある。
9. 組み打ちになった場合には、試合を中断し試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、主審の「続けて」の宣告で再開させる。ただし、瞬時における初撃の膝蹴り(外胴への的中、中学3年男子の面着装者の面への空撃)は、一本の対象とする。
=少年内規① (P. 38)
10. 転倒した場合には、試合を中断し試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、主審の「続けて」の宣告で再開させる。選手が自分で転倒した場合も試合を止めること。

(搏技空撃による一本の条件)

第16条：搏技による空撃で一本と認めるには、次の条件が揃わなければならない。

1. 中学生の場合のみ相手の蹴足を捕らえて股当の部分に、空撃で正しく蹴り返しの技形をとる。=少年内規② (P. 39)
2. 相手を制し所定の部位に、搏技による空撃で正しい技形をとる。=少年内規③ (P. 39)
3. 後ろ向きの相手の背面に、搏技による空撃で正しい技形をとる。=少年内規④ (P. 40)
4. 面蹴りは空撃(表足の横蹴りによる空撃)で正しい技形をとる。=少年内規⑤ (P. 40)

(反則)

第20条：試合中に次の行為があった場合は以下の通りとする。 右《 》は宣告内容

(A)「警告」

1. 試合者の両足が試合場外に出ること。 《場 外》
2. 防具の紐が解けたとき。(バンテージも含む、ただし同時に2カ所の紐が解けていても1回の警告とする) =少年内規⑦ (P.42 2019年1月追記) 《防具脱落》
3. 相手が紐を括り直しているときに自身の紐も括り直したとき。 《防具脱落》
4. 所定の箇所(中学3年男子の面着装時は面金の部分、胴は外胴の部分)以外を搏撃すること。中学3年男子の面着装時を除き、面への突きが当たったとき。 =少年内規⑥ (P.41) 《危険行為》
5. 股当の部分で蹴ること。 《危険行為》
6. 倒れた相手に攻撃を行うこと。 《危険行為》
7. 相手の関節部を搏撃すること。 《危険行為》
8. 紅白明示標識や帯を着けずに出場すること。試合中に帯が脱落放乱したとき。 =少年内規⑧ (P.42 2019年1月追記) 《不正行為》
9. 面金や外胴を掴み相手の自由を制すること。 《不正行為》
10. 故意に相手を場外に押し出すこと。 《不正行為》
11. 故意に相手の搏撃に自分から顔面を当てにいったとき。(面着装時は除く) 《不正行為》
12. 故意に相手を倒すこと。 《危険行為》
13. 表足プロテクターが脱落放乱したとき。 =少年内規⑨ (P.42 2019年1月追記) 《防具脱落》

(B)「反則一本」

1. グローブ・胴・股当て及び面のタオル等が脱落したとき。 《防具脱落》
2. 面・グローブ・胴及び股当ての括り直しや取り換えで一旦外すとき。 《防具脱落》
3. 白色以外のタオルを使用すること。(面を外して白色タオルに交換させる) 《不正行為》
4. 相手の勢いに押されて、競技の意志なく場外に出ること。(後ずさりも含む) 《戦意喪失》
5. 蹴り技で顔面を蹴ること。 《危険行為》

(C)「失格」

1. 面が完全に脱落したとき。(面を再着装させる必要はない) 《防具脱落》
2. 認定外の防具を使用(打撃面にテープを巻く、貼る等も不正)すること。認定防具であっても、改造防具や防具の中に不正品を隠し入れて使用すること。 《不正行為》
3. 双方にとって危険であり、特に相手に負傷させるような行為を行うこと。 《危険行為》
4. 故意に相手に背を向けて逃げの形をとること。 《戦意喪失》
5. 故意に時間を空費すること。 =少年内規⑩ (P.42 2019年1月追記) 《不正行為》
6. 審判員の宣告・通告及び指示に従わないとき。 《不正行為》
7. その他、試合の公正を害する行為をすること。 《不正行為》

宣告例	(A) 警告の宣告	「①反則の内容…場外	②警告の回数…警告 1 回」
	(B) 反則一本の宣告	「①反則の内容…防具脱落	②反則一本」
	(C) 失格の宣告	「①反則の内容…危険行為	②失格」

審判規則

第1章 勝敗の判定

(勝敗の判定)

第1条 : 試合における勝敗の決定は本競技規則に則って審判員が行う。

第2章 審判員の構成と任務

(審判員の構成)

第2条 : 審判員の構成は次に示す。

- ・ 審判長 (1名)
- ・ 副審判長 (若干名)
- ・ コート主任 (各試合場1名)
- ・ 審判員 (主審、副審)

(主審の任務) ※少年は下線部を除く。

第3条 : 主審は、試合進行の全般に関する権限を有し、審判旗(以下、旗と表記)をもって試合開始、有効搏技「突・打・蹴」あるいは、捕捉による逆技、体制し技の一本等、笛による合図・旗の表示・宣告等を行い試合終了時には、勝敗判定の旗表示と宣告を行う。

(副審の任務)

第4条 : 副審は搏技、逆技あるいは体制し技の一本等、笛による合図・旗表示に関して主審と同等権限を持って行い試合進行上は主審を補佐する。

第3章 一本の判定

(一本の判定) ※少年は下線部を除く。

第5条 : 次の場合は一本と判定する

2名以上の審判員が、搏技、逆技あるいは体制し技の一本による笛の合図、旗表示をしたとき。

(補則)

第6条 : 一本の判定はあくまでも「第5条」が大原則であるが、赤1本・白2本等の審判員の立ち位置(判定位置)の違いから起こる判定の場合で疑義が生じたときは、主審は副審と合議の上、2審が合意すれば当該判定を無効(不十分)にすることができる。但し、赤白の判定をくつがえすことはできない。尚、合議については主審、副審を問わず申し出ることができる。

第4章 審判の要領

(審判の要領) ※少年は下線部を除く。

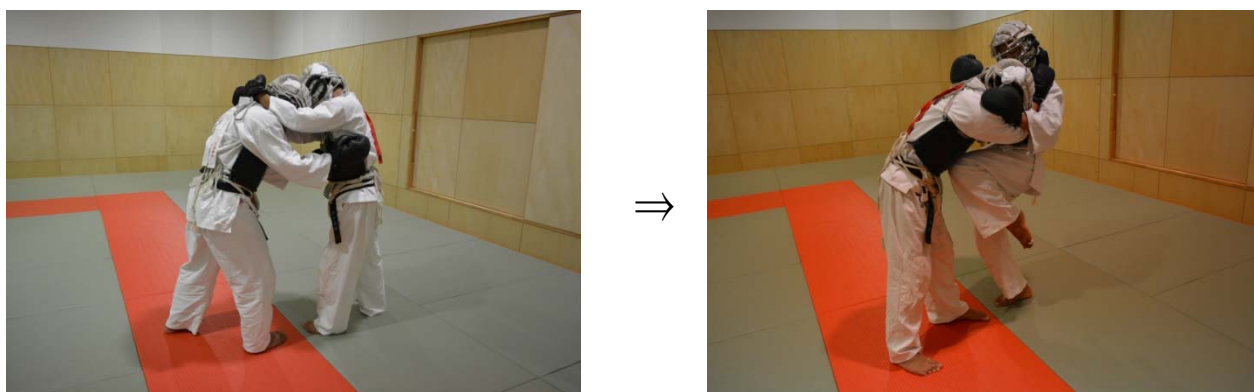
第7条 : 審判員(主審・副審)は、次の要領により審判を実施する。

1. 主審は試合者双方が所定の仕切り線の後方直近で蹲踞の礼を交わした後、所定の試合を宣告する。
2. 審判員は一本と認定したとき、旗表示・笛による合図を行う。笛が吹けないときは、「一本」と発声しなければならない。=内規⑱(P. 35)
3. 審判員のうち、1名でも何らかの笛の合図あるいは旗表示がなされた場合、主審は試合を止め、副審の意向・見解を必ず確認する。また、副審は自己の判断による旗表示を主審に確実に伝えなければならない。=内規⑳(P. 36)
4. 一本の判定をしたとき、主審は試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、所定の判定を行う。
5. 合議を必要と認めたとき、主審は試合を中断させ試合者双方を仕切り線の後方直近で自然体にて待機させ、試合場の所定の場所に副審を集めて合議する。
6. 「試合規則・第20条」の反則を認めたときは、主審は試合を中断させ試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、その試合者に対して反則の事実を明示しなければならない。
7. 試合中に試合者の体が試合場外に出たとき、主審は試合を中断させて試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、副審の警告の有無等を確認し、「続けて」の宣告で試合を再開させる。=内規㉑(P. 36)
8. 試合者が組打ち又は寝技となって次の技が出ず膠着状態(約5秒間)になり勝敗が決まらないとき主審は試合を中断させた後、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ「続けて」の宣告で試合を再開させる。
9. 一方の組打ち技が功を奏しているにもかかわらず、何らかの理由により試合を一時中断したときは、主審は試合再開時に試合者を原形の姿勢に組ませて後「続けて」の宣告で試合を再開させる。

10. 組打ち状態での場外は、両者の体が境界線より全部出たときとする。(下図参照)



11. 組打ち状態で境界線をまたいで片方の試合者が場内、もう片方の試合者が場外にあったときは場内と見なし、場外側からの攻撃技も一本となる。(下図参照)



12. **コンタクトレンズの装着者において、試合中にコンタクトレンズが外れても試合は中断させない。(少年はコンタクトレンズを着けさせた後、試合者双方を仕切り線後方直近まで戻して試合を再開させる)**
13. 試合者の防具が破損又は脱落したとき、審判員は試合を中断して防具の取り替え又は着装を正しくさせる。主審は防具脱落者に「警告・反則」を科した後、「続けて」の宣告で試合を再開させる。なお、防具の紐の括り直しや取り換えは場外にて行わせる。
14. 審判員は、試合者が何らかの理由により試合中に試合の一時中断を申し立てたとき、試合を中断し試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、その理由を聞き、適切な処置を取る。
15. 主審が試合の中断を宣告したとき、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、中断要件が終了後、主審の「続けて」の宣告で試合を再開させる。
16. 試合中に試合者が負傷し、ドクターストップが掛かり試合を継続できない場合、主審は試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機（怪我等が大きい場合は除く）させ、試合者に続行

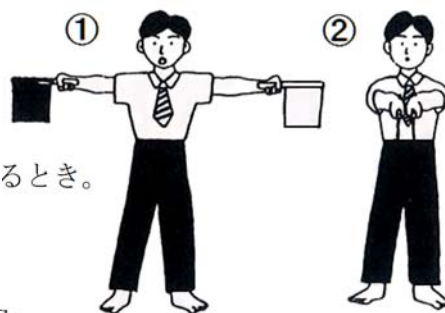
不能の理由を告げ「続行不能 赤勝ち又は白勝ち」あるいは「続行不能 引き分け」と宣告する。

17. 主審は試合の勝敗が決したとき又は試合時間が終了のとき、試合を止めて、試合者双方を仕切り線後方直近にて蹲踞させて、勝敗結果の宣告を行う。なお、延長戦を行うときは試合者に延長戦の内容を伝えた後、「延長戦、始め」を宣告し、試合を行う。
18. 判定によって試合の勝敗を決するときは、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、主審の「判定」の宣告で副審が紅白いずれかの旗を表示後、主審が旗表示を行い蹲踞させて勝敗結果を宣告する。なお、2審の場合は主審と副審協議の上判定を行う。
19. 団体戦の試合開始は、主審の「入場」の発声と旗表示で両チームを仕切り線に入場させる。(対戦名を告げた後)「正面に礼・互いに礼」を宣告し退場させる。=内規㉔ (P. 37)
20. 団体戦による代表者決定戦を行う場合は、主審は副審と双方のチーム及び計時係等に代表者決定戦を行う旨伝える。双方の代表者が決まれば、試合者を入場させ主審の「代表者戦始め」で試合を行う。
21. 団体戦における勝ち名乗りは主審の旗表示で行う。旗の上げ方は一本の表示と同じ。主審の「入場」の発声と旗表示にて両チームを仕切り線に入場させ、「(○勝○敗で) 赤(勝者名) 勝ちあるいは白(勝者名) 勝ち」と勝ち名乗りを告げた後、「互いに礼・正面に礼」を宣告し退場させる。

(旗の表示)

第8条： 審判員（主審・副審）は、次の要領により旗の表示を行う。

1. 主審が両方の旗を体前（胸の高さ）であわせる。
 - 1) 試合の開始宣告。「入場 位置について」
 - 2) 試合開始させる。
「一本目始め・二本目始め・三本目始め」の宣告をするとき。
 - 3) 試合を再開させるとき。「続けて」
 - 4) 引き分けを宣告するとき。「引き分け」
 - 5) 団体戦で両チームを仕切り線に整列させるとき。「入場」



2. 審判員が片方の旗を側方斜め上（60度）に上げる。
 - 1) 試合中、試合者の技を一本と認めたとき。
 - 2) 主審が試合者の一本を宣告するとき。
「面突き一本」、「胴蹴り一本」等。
 - 3) 主審が試合者や団体戦チームの勝ちを宣告するとき。
「赤勝ち」、「白 不戦勝」等。



3. 審判員が両方の旗を真上に上げるとき。

- 1) 試合を中断するとき。
- 2) 試合時間終了のとき。



4. 審判員が両方の旗を体前下で交叉させるようにして左右（2～3回）横に振る。

- 1) 一本と認めないとき。（不十分・相打ち）
- 2) 旗の表示を撤回するとき。



5. 副審が片方の旗を側方下（45度）に示すとき。

- 1) 主審に「警告・反則」をアピールするとき。



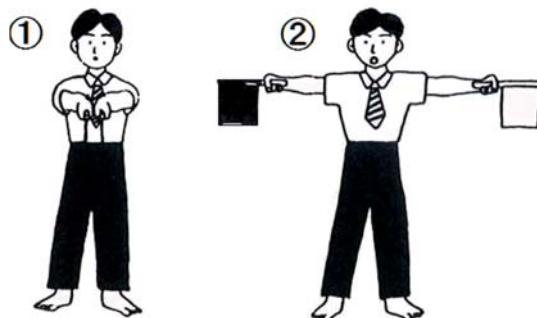
6. 主審が片方の手で試合者を指し示す。（胸位置）

- 1) 「警告・反則・失格」の宣告をするとき。



7. 主審が両方の旗を体前（胸の高さ）から左右に広げたとき。

- 1) 試合者を試合場から「退場」させるとき。



(宣告)

第9条：主審は次の宣告を行う。

1. 団体戦開始の宣告をする。

- 1) 「前進」 (主審の号令で両チーム前進する)
- 2) 「入場」 (主審は旗で場内まで誘導する。両チーム境界線外にて試合場に礼をして入場)
- 3) 「(〇〇対〇〇の) 試合を始めます」 (仕切り線に整列)
- 4) 「正面に礼」 (両チーム正面を向き礼)
- 5) 「互いに礼」 (両チーム向き合い礼を交わす)
- 6) 「退場」 (主審は旗で場外まで誘導する。両チーム境界線外まで退場し試合場に礼)
- 7) 3審は所定の位置に移動
- 8) 3審が所定の位置に着く

1)



2) 3)



4)



5)



6)



7)



8)



2. 試合開始時の宣告をする。

- 1) 「入場」 (試合者双方が境界線の外から試合場に礼をして入場)
- 2) 「位置について」 (試合者双方が仕切り線後方直近で自然体 {以下、自然体と表記})
- 3) 「蹲踞」 (試合者双方が仕切り線後方直近にて蹲踞 {以下、蹲踞と表記})
- 4) 「礼」 (試合者双方が仕切り線後方直近にて蹲踞の礼を交わす)

1) 2)



3) 4)



3. 試合の始めを宣告する。

- 1) 「一本目始め」 (蹲踞)

1)



4. 二本目あるいは三本目の開始を宣告する。
 - 1) 「二本目始め」・「三本目始め」 (自然体)
5. 試合の中断を宣告する。
 - 1) 「待て」または「ピッピッピッ」と断続的に笛を吹く (場外、反則行為等があったとき)
6. 試合の再開を宣告する。
 - 1) 「続けて」 (自然体)
7. 一本を宣告する。(P.44)
 - 1) 「面突き一本」・「胴蹴り一本」等 (自然体)

宣告の順番	(1)①部位→面・胴・股	②技→突き・打ち・蹴り等
	例1…面突き 一本	例2…押さえ込み 胴突き 一本
	※組伏して決めたときは勝技名の前に「押さえ込み」を付ける	
	(2)連撃・逆・体制し・反則等	
	例3…面連撃 一本	例4…逆 一本 例5…体制し 一本
	例6…防具脱落 反則 一本	

8. 警告を宣告する。
 - 1) 「反則の内容…場外」・「警告の回数…警告1回あるいは警告2回」 (自然体)
9. 反則一本を宣告する。
 - 1) 「反則の内容…防具脱落」・「反則一本」 「反則の内容…場外警告2回」・「反則一本」 (自然体)
10. 失格を宣告する。
 - 1) 「反則の内容…危険行為」・「失格」 (自然体)
 - 2) 「赤勝ち」・「白勝ち」 (蹲踞)
11. 試合続行不能による宣告をする。
 - 1) 「赤あるいは白の負傷により試合続行不能」
 - 2) 「続行不能、赤勝ち」・「続行不能、白勝ち」・「続行不能、引き分け」 (蹲踞)
12. 試合時間の終了を宣告する。
 - 1) 「止め」または「ピ——」と長く笛を吹く (時計係からの合図)
13. 試合の勝ちを宣告する。
 - 1) 「赤勝ち」・「白勝ち」 (蹲踞)
14. 不戦勝を宣告する。
 - 1) 「赤 不戦勝」・「白 不戦勝」 (蹲踞)
15. 判定を宣告する。
 - 1) 「判定」 (自然体)
16. 判定勝ちを宣告する。
 - 1) 「赤 判定勝ち」・「白 判定勝ち」 (蹲踞)
17. 勝敗が決しない宣告をする。
 - 1) 「引き分け」 (蹲踞)
18. 延長戦の開始を宣告する。

- 1) 「立て」 (自然体)
 - 2) 「〇〇分間あるいは時間無制限一本勝負の延長戦を行います」 (自然体)
 - 3) 「蹲踞」 (蹲踞)
 - 4) 「礼」 (礼)
 - 5) 「延長戦始め」 (蹲踞)
19. 団体戦において代表者戦を宣告する
- 1) 「位置について」 (自然体)
 - 2) 「蹲踞」 (蹲踞)
 - 3) 「礼」 (礼)
 - 4) 「代表者戦始め」 (蹲踞)
20. 試合終了の宣告をする
- 1) 「赤勝ち」・「白勝ち」・「引き分け」 (蹲踞)
 - 2) 「退場」 (主審は旗で場外まで誘導する。試合者双方が引き下がる。境界線外まで退場し試合場に礼)
21. 団体戦の終了の宣告をする
- 1) 「入場」 (主審は旗で場内まで誘導する。両チーム境界線外にて試合場に礼をして入場)
 - 2) 「(○勝○敗で) 赤(勝者名)勝ちあるいは白(勝者名)勝ち」(両チーム仕切り線に整列)
 - 3) 「互いに礼」 (両チーム向き合い礼を交わす)
 - 4) 「正面に礼」 (両チーム正面を向き礼)
 - 5) 「退場」 (主審は旗で場外まで誘導する。両チーム境界線外まで退場し試合場に礼)

1)

2)



3)



4)



5)



(笛による合図)

第10条： 審判員は、次の事由により笛の合図を行う。

1. 一本の認定をしたとき「ピー」と短く笛を吹く。
2. 何らかの事由により試合を中断するとき「ピッピッピッ」と断続的に笛を吹く。
3. 試合時間の終了のとき「ピ——」と長く笛を吹く。

第5章 その他の事項

第11条： この規則に定めのない事項が発生した場合、審判員は合議をしてコート主任、審判長に
図って処理する。

第12条： 公認審判員は規定の服装等を着用し任務にあたること。=内規㉓ (P. 37)

(附則)

1. 大会の規模、内容等に事情がある場合は、この規則の精神を逸脱しない限りにおいて、別途規則を定めることができる。
2. 審判員の基本動作については日本拳法競技連盟HPの日本拳法審判員基本動作編を参照。
日本拳法競技連盟 ⇒ 審判団 ⇒ 日本拳法審判員基本動作編のページ
3. 本規則は、平成28年4月1日から施行する。(競技規則の改定は5年毎とする)

試合者の心得

試合は、道における試練であるから、試合者は、心を磨き、技力の向上をはかる修業の一環なることをよく弁えて、試合に臨むようにすること。

1. 試合における諸規則を厳守すること。

正々と戦い、堂々と勝敗を決し、いやしくも規則に違反したり、卑怯や怠慢の行為があってはならない。

2. 礼儀作法を正しくすること。

礼をもって終始し、相手を侮辱した態度や、野卑な言動があってはならない。

3. 審判員に服従すること。

審判員の指示、判定によく従い、かりにも異議を申し立てたり、その指示や注意に背反する行為があってはならない。

4. 服装を正し、防具を堅確に装着すること。

服装と防具は清潔に保ち、試合前にはよく点検して、完全なものを堅確に装着し、試合中にこれが脱落放乱するようなことがあってはならない。

5. 試合に関する諸規則を励行すること。

すべて責任のある行動をなし、時間に遅れたり、申し込みをしておきながら、無断で試合を放棄するような背信行為があってはならない。

以上

競技規則 内規

- 内規① 1) 試合者の礼法「入退場時の立礼・蹲踞・礼」が正確になされていない場合は、審判員は試合者を元の位置に戻し指導する。
2) 試合者の蹲踞後、主審の「礼」の宣告で試合者が交わした「礼」以降が「警告」から「失格」の対象となる。
- 内規② 1) 時計掲示が見える位置の副審は、時計係の試合終了の合図を待たずに、時計掲示を見て「止め」の笛と旗による表示を行う。
2) 試合場内の試合者のガッツポーズ等の無礼な行為は禁止する。このような行為を発見した場合はすぐさま制止の上、その試合者に厳重注意を与える。
- 内規③ 1) 防御のない場合は1回で、防御の上からでも2回の蹴り返しの技形を取ることで一本とする。
2) 倒れている相手の足を制しない状態で股蹴りをしたときは試合を止め、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させる。主審は股蹴りをした試合者に口頭指導するが「警告」とはならない。(図1参照) 相手を制しての一本の股蹴り。(図2参照)

図1



図2



内規④ 組伏しての優位な体制から正しい技形での空撃は初撃で一本とする。(図3参照)

図3



内規⑤ 勝ち技名は後頭部を「面」、背中を「胴」と呼称する。(図4・図5参照)

図4



図5

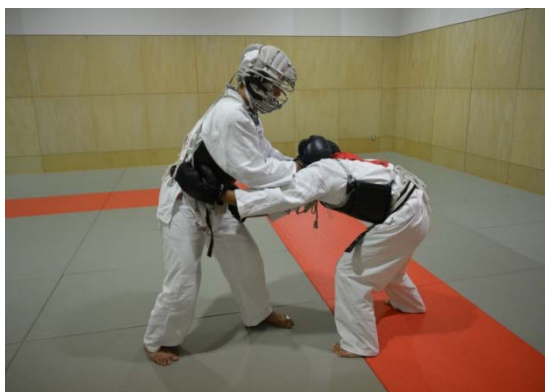


内規⑥ 1)境界線上での組打ち状態から、両者が離れた場合は「警告」の対象としない。(図6参照)
2)組打ち状態であっても明らかに腰を引いて、後ずさりして場外に出た場合は合議の上、その試合者に「警告」または「反則一本」を科す。(図7参照)

図6



図 7



⇒



内規⑦ 審判員が試合者の防具の紐の括り直し等を行わない。

内規⑧ 試合者の回復の猶予は 30 秒以内とする。負傷が重大な場合は合議の上「失格」とする。

内規⑨ 相手の面を縦方向や横方向に強く捻ることは頸椎を痛める。従って、主審は試合を中断しその試合者に指導する。再度仕掛けたときは「警告」から「失格」を科す旨宣告する。

(図 8・図 9 参照)

図 8



図 9



内規⑩ 1) 紅白の付け間違いや規定外の物は交換させ「警告」としない。

2) 帯は必ず再着装させてから試合させる。

内規⑪ 1) 下の者が上の者の面金や外胴を掴んだ時 (図 10・11 図参照)、主審は試合を一時中断し (図 12・図 13 参照)、面金や外胴を掴んだ手をほどき試合を再開させる (図 14・図 15 参照)。このとき、上の者が一本を決めることができなければ、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、面金や外胴を掴んだ試合者に「警告」を科す。なお、下の者が上の者からすでに「警告 1 回」と「一本」を決められていて、面金や外胴を掴んだ場合は、その時点で「警告 2 回」となり勝負は決まるので試合を再開させる必要はない。

図 10



図 11



図 12



図 13



図 14



図 15



2) 面金や外胴を掴んだ手をほどき試合を再開させるも、下の者が再び面金や外胴を掴んだ場合は主審は試合を止め、試合者双方を仕切り線後方直近で自然体にて待機させ、その試合者に「反則一本」を科す。

- 内規⑫
- 1) 試合場内から試合者を押し出した（突き放す）場合は「警告」となる。（図 16 参照）
 - 2) 試合場内の組打ち状態から試合者を押し出した（突き放す）場合は「警告」となる。（図 17 参照）
 - 3) 境界線上においての組打ち状態からの押し出し（突き放す）は「警告」としない。（図 18 参照）

図 16



図 17



図 18



- 内規⑬ 危害防止のため、試合中、面からタオルが落ちかけていたり、落ちたときは試合を一時中断し、主審が確認した後、必ず面を外して面の付け直しをさせる。面着後、その試合者には「防具脱落・反則一本」を科す。

- 内規⑭ 1)相手に投げられて後ずさりして場外に出た場合、合議の上その試合者には「反則一本」を科す。(図 19 参照)
 2)転倒し後ずさりして場外に出た場合も同上とする。(図 19 参照)

図 19



- 内規⑮ 1)相手に投げられて自ら回転し競技の意志なく場外へ出た場合、合議の上その試合者は「失格」とする。(図 20 参照)

図 20

①

②



⇒

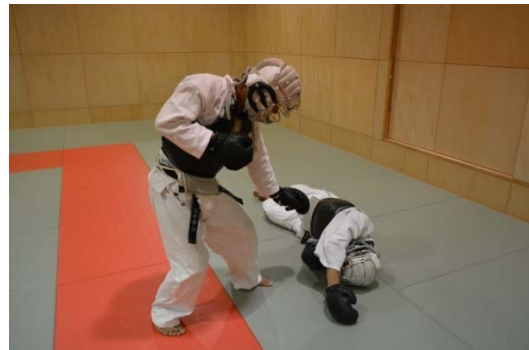


③

④



⇒



2)相手に投げられて競技の意志なく自ら相手に背を向けて場外へ出た場合、合議の上その試合者は「失格」とする。(図 21 参照)

図 21



⇒



3)場内に留まった場合でも、その内容により合議の上「警告」から「失格」を科す。

4)境界線直近で投げ技が決まり、試合者はその勢いで場外へ投げ出された場合は「場外警告」とはならない。(図 22 参照)

図 22



⇒



内規⑩ 1) 試合者が正当な理由なく試合を中断させ、後に競技を継続する場合、中断した試合者には合議の上、「反則一本」から「失格」を科す。

2) 非積極的（攻撃しない等）な試合者には、まず、「指導」を行う。指導後、改善の見られない場合は、その程度により合議の上「警告」から「失格」を科す。

3) 一本先取した試合者が時間経過を待つように非積極的の行動を取った場合は上記 2) 項目を適用する。

内規⑪ 危害防止上、制定の道着や防具以外の使用は禁止であり、ネックレス、ピアス、ミサング等の装飾品を付けての試合者は「失格」となる。

内規⑫ 異議申し立てがあった場合は、コート主任（主審）がその内容を当該大会終了までに、審判長に報告をすること。

内規⑬ 1) 主審は一本の判定をしたら、一旦旗を降ろしてから所定の位置に戻る。その後、試合者に「一本」の宣告をする。

- 2) 副審が旗を降ろすタイミングは、主審が試合者に「一本」を宣告し、主審が旗を降ろすタイミングと合せて速やかに降ろす。
- 3) 「不明の表示」は無い。従って死角に位置したときは直近の審判員に判定を委ね、その判定に同調する。
- 4) 一本の判定後、試合者が悪質な追撃をしたとき、主審は合議の上「一本」を取り消し、その試合者に「警告」から「失格」を科す。

- 内規⑳
- 1) 副審1名から「警告」等の旗表示があれば、主審は必ず副審を呼び、副審の意向・見解を確認した後、適切な判断をくださなければならない。
 - 2) 副審は試合中断の判定(場外、膠着状態、逆技の見込み等)については、原則、直近の審判員に委ねて離れた位置からの判定はしない。
 - 3) 試合を止めたとき、主審は一旦旗を降ろしてから所定の位置に戻る。副審が旗を降ろすタイミングは、主審が左右に両手を上げたとき速やかに降ろす。

- 内規㉑ 組打ち状態で、両者の体が境界線から大きくはみ出しているも、試合者の体の一部(指1本でも)が場内にあり、且つ、試合者同士の体の一部が接触していれば場内となる。
(図23・図24参照)
よって試合者の場内外の攻撃技は一本になる。但し、試合者の体の一部が試合場から浮いたり、場外に出た場合や(図25・図26参照)、試合者同士の体の接触が離れた(図27参照)時点で場外となる。

図 23



図 24



図 25

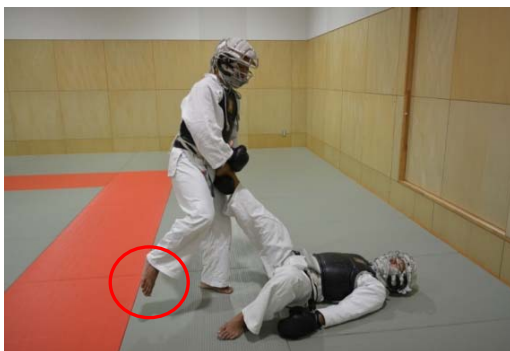


図 26



図 27



- 内規② 1) 団体戦の試合者の入退場時以降や個人戦の審判員の交替時の所作は「正面に礼」のみで審判員同士の礼は行わない。
- 2) 紅白の旗を束ねるときは白旗を内側に赤旗を外側にして束ねる。そして、竿頭部を右手で持って移動する。
- 3) 団体戦の入退場時にプラカードがあるときはそれを先頭にする。
- 内規③ 規定のジャケット、ネクタイ、白色無地Yシャツ（ボタンダウン不可）、黒無地スラックス（ジーパンやチノパンツ不可）を着用し、公認審判員証はスラックスの左腰前部に付ける。5月～10月は半袖Yシャツを着用しジャケットは不要とする。審判任務中は腕時計、ネックレス等は身に付けない。
- 内規④ 1) 脱落放乱後の着装については任意とする。なお、1度取り外して試合を続行した後の再着装は認めない。(2019年1月追記)
- 2) 認定規格以外の使用は「失格」とする。(2019年1月追記)

少年内規

- 内規① 1)手を相手の首に掛けての瞬時の膝蹴りは禁止されており、一本とはならない。(図1参照)
但し、手を相手の肩に掛けての瞬時の膝蹴りは一本となる。(図2参照)
2) 中学3年男子の面装着時における空撃による面への瞬時の面膝蹴りは一本となる。
(図3参照)

図 1



図 2



図 3



内規② 相手の蹴り足を掬い受けて捕え、股当ての部分に空撃で正しく蹴り返しの技形を取った場合は一本となる。(図4・図5参照) 但し、掬い受けて捕えた相手の足を引きずり込んだり、上に持ち上げることは禁止されており、一本とはならない。

図4



⇒



図5



⇒



内規③ 相手の蹴り足を掬い受けて捕え、瞬時の面（空撃）及び胴への搏技は一本となる。(図6・図7参照) 但し、掬い受けて捕えた相手の足を引きずり込んだり、上に持ち上げることは禁止されており、一本とはならない。

図6



⇒



図 7



内規④ 試合の流れの中で、後ろ向きになった相手の背面に対しての空撃による面突きは一本となる。
(図 8 参照)

図 8

①



②



③



④



内規⑤ 1)表足による面への横蹴りは空撃で正しい技形を取った場合一本となる。(図 9 参照)
2)面蹴りは、表足による面への横蹴りのみであり、それ以外の蹴り技を仕掛けた場合その試合者に「警告」を科す。(図 10 参照)

図 9



図 10



- 内規⑥ 1)相手の顔面に突きが当たれば、その試合者に「警告」を科す。負傷が重大な場合は合議の上「反則一本」または「失格」を科す。(図 11・図 12 参照)
- 2)所定の箇所以外を搏撃した場合、その試合者に「警告」を科す。負傷が重大な場合は合議の上「反則一本」または「失格」を科す。(図 13 参照)
- 3)胴への揚蹴りが、面（顎）付近まで到達した場合はその試合者に「警告」を科す。

図 11



図 12



図 13



内規⑦ 少年ソフト面の脱落放乱は「警告」としない。(2019年1月追記)

内規⑧ 1) 紅白の付け間違いや規定外の物は交換させ「警告」としない。(2019年1月追記)

2) 帯は必ず再着装させてから試合させる。(2019年1月追記)

内規⑨ 1) 脱落放乱後の着装については任意とする。なお、1度取り外して試合を続行した後の再着装は認めない。(2019年1月追記)

2) 認定規格以外の使用は「失格」とする。(2019年1月追記)

内規⑩ 1) 試合者が正当な理由なく試合を中断させ、後に競技を継続する場合、中断した試合者には合議の上、「反則一本」から「失格」の罰則を与える。(2019年1月追記)

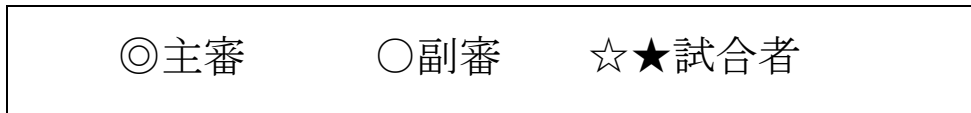
2) 非積極的（攻撃しない等）な試合者には、まず、「指導」を行う。指導後、改善の見られない場合は、その程度により合議の上「警告」から「失格」までの範囲で罰則を科す。
(2019年1月追記)

3) 一本先取した試合者が時間経過を待つように非積極的行動を取った場合は上記2)項目を適用する。(2019年1月追記)

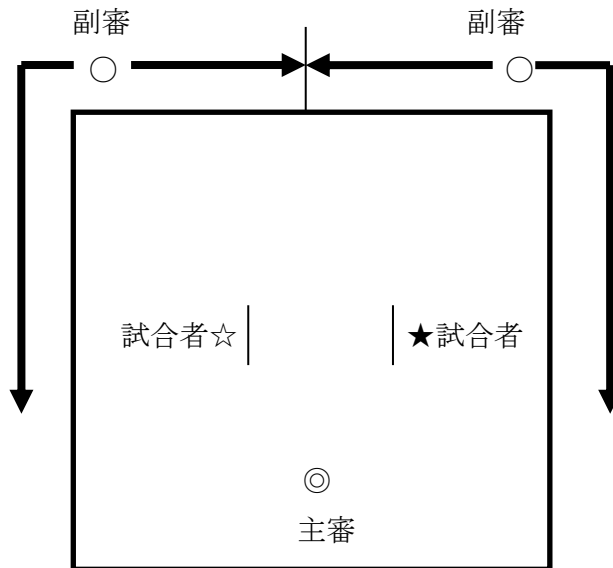
写真協力 立命館大学日本拳法部
親和会道場
吹田市日本拳法連盟

————— 審判員（副審）の判定位置 —————

- 副審の判定位置は、主審の判定位置に準じて両試合者の三角形の頂点に位置するようにしなければならない。なお、**副審は主審より後方位置に移動しないようにする。**
- 限られた移動範囲の中で三角形の頂点に位置することは、なかなか困難であるが、少なくとも両試合者を結ぶ線上に位置することは避けなければならない。

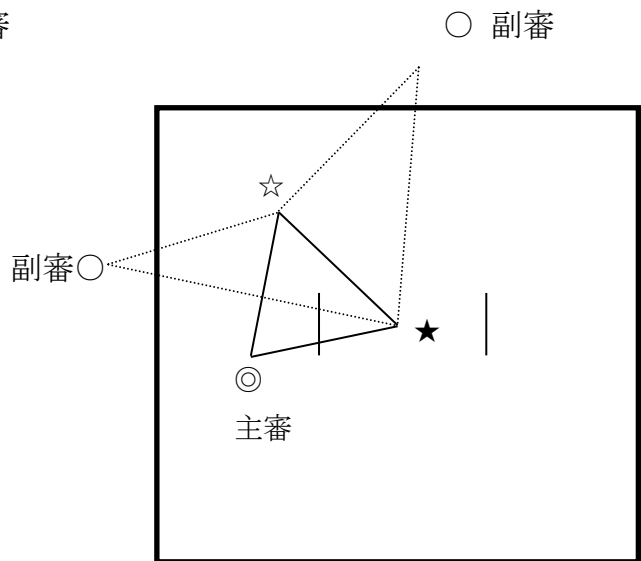
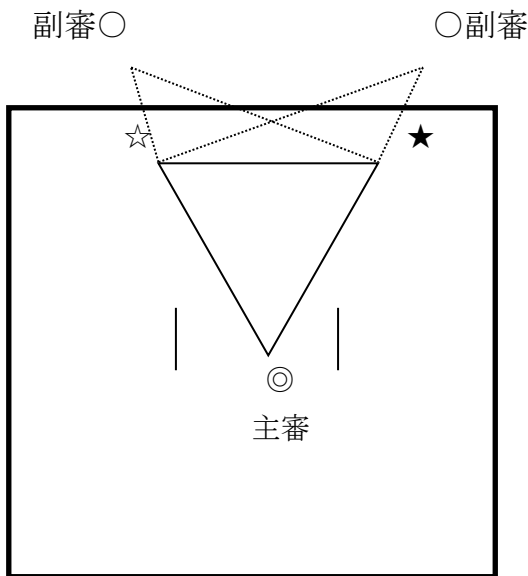


副審移動範囲
三審のとき



第1形

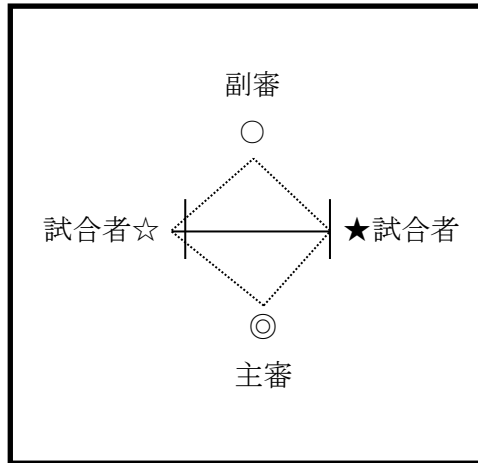
第2形



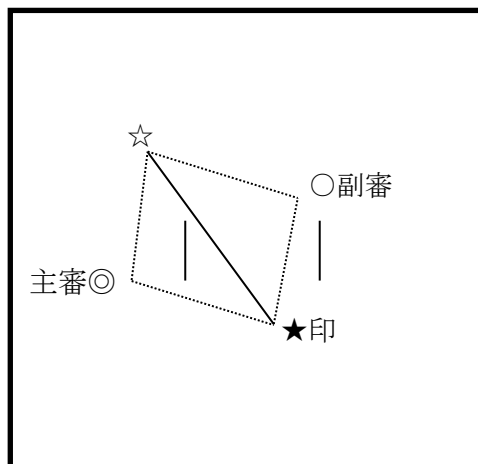
副審の判定位置は、主審の判定位置に準じて場内を移動し、主審、副審共に両試合者の三角形の頂点に位置するようにしなければならない。

二審のとき

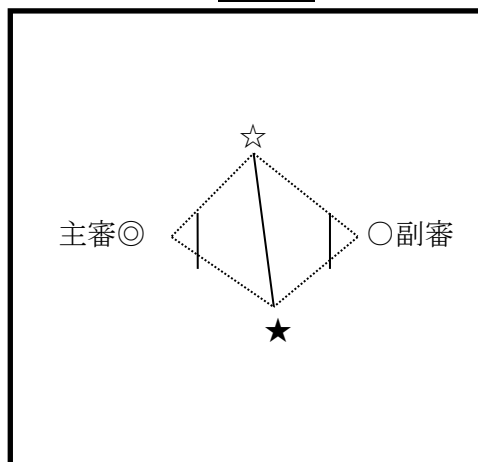
第1形



第2形



第3形



勝ち技名一覧表 (少年は下線部を除く)

	突 き	打 ち	蹴 り	組討ち
面	面突き	面横打ち	面蹴り	<u>面踏み蹴り</u>
		面揚打ち	面横蹴り	<u>押さえ込み面突き</u>
		面外打ち	面膝蹴り	<u>押さえ込み面膝蹴り</u>
		面斜め打ち		<u>押さえ込み面肘打ち</u>
		面肘打ち		
	面連撃			
胴	胴突き	胴横打ち	胴蹴り	<u>胴踏み蹴り</u>
		胴揚打ち	胴横蹴り	<u>押さえ込み胴突き</u>
		胴外打ち	胴膝蹴り	<u>押さえ込み胴膝蹴り</u>
		胴肘打ち		<u>押さえ込み胴肘打ち</u>
股			股蹴り	<u>押さえ込み股蹴り</u>
			股膝蹴り	<u>押さえ込み股膝蹴り</u>

	そ の 他		
捕 捉	逆	反 則	反則行為又は警告 2 回 (P.10 参照) 場外・防具脱落・戦意喪失等
	体制し		

日 本 拳 法
競 技 規 則
(試合規則・審判規則)

制定 平成 9年1月1日

改訂 平成28年4月1日

Copyright (C) 1997-2019

一般社団法人 日本拳法競技連盟

〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町1-18-19

日本拳法競技連盟サイト

<http://www.kempo.or.jp/>

この冊子の著作権は、一般社団法人日本拳法競技連盟に帰属するものであり、有償無償を問わず著作権者の書面による事前承諾を得ずに複製、頒布、転用、転載および改変等の行為を禁止します。